



全ト協発第583号(輸)

平成29年1月31日

各都道府県トラック協会
会 長 様

(公社)全日本トラック協会
会長 星野 良



移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に、全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁危険物保安室より別添のとおり報告があり、以下の2項目について要請がありました。

①立入検査の結果を踏まえた、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」の傘下会員への周知

②以下の法令違反事項を中心とした、傘下会員に対する是正指導の徹底

- (1) 移動タンク貯蔵所(タンクローリー)における基準不適合車両の割合が、約20%と依然高い水準にあること
- (2) 同じく移動タンク貯蔵所について、本立入検査の重点検査項目である「定期点検」に係る義務違反が約1,300件にのぼるなど、他の項目に比しても非常に件数が多く、昨年の件数に比しても増加しており、憂慮される状況であること
- (3) 危険物運搬車両における基準不適合車両の割合が、約13%と昨年の件数に比し増加していること

つきましては、本通達の趣旨をご賢察の上、傘下の関係会員事業者に対し、法令遵守並びに輸送中における危険物の保安確保について、周知徹底をお願い申し上げます。

敬具

消 防 危 第 13 号

平成 29 年 1 月 23 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 28 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し、貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、法令違反事項の改修に係る指導及び改修の確認を徹底し、危険物の輸送中における危険物の保安を確保していただくようお願いします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	山本、神山
電 話	03-5253-7524 (直通)
F A X	03-5253-7534

3 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合 計		
	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)
平成24年度	23,073	4,117	17.84	719	67	9.32	23,792	4,184	17.59
平成25年度	22,698	4,174	18.39	665	79	11.88	23,363	4,253	18.20
平成26年度	22,465	4,287	19.08	601	69	11.48	23,066	4,356	18.88
平成27年度	22,459	3,936	17.53	574	60	10.45	23,033	3,996	17.35
平成28年度	23,153	3,994	17.25	550	71	12.91	23,703	4,065	17.15

備考 「不適合等車両数」には、無許可車両数を含む。

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

次の①から③までの観点から、第 170 号通知により実施を依頼した移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を危険物の移送等における保安確保のための重点事項とする。

- ① 重大事故の発生を防止する観点
- ② 近年の事故の傾向であるヒューマンエラーや腐食疲労等劣化による事故を防止する観点
- ③ 基準不適合車両数が昨年と比べ顕著に増加している項目を低減させる観点

下記重点事項に留意の上、危険物を輸送する事業者に対し危険物安全週間等の機会を捉え、継続的に指導を行うなど、保安確保の徹底を図るものとする。

記

[重点事項]

1 移動タンク貯蔵所に関する事項（基準不適合車両率（％））

- (1) 定期点検の実施とその結果の保管の徹底（法第 14 条の 3 の 2 違反：5.57%）
（※ 5 年以内の期間ごとの漏れの点検の未実施（2.12%））
- (2) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（政令第 15 条第 1 項第 13 号、第 14 号違反：3.09%）
- (3) 危険物取扱者の保安講習受講の徹底（法第 13 条の 23 違反：1.90%）

2 危険物運搬車両に関する事項（基準不適合車両率（％））

- (1) 運搬する危険物に適應する消火設備の設置の徹底（政令第 30 条第 1 項第 4 号違反：6.73%）
- (2) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底（政令第 29 条 3 号、第 4 号、第 7 号違反：2.18%）

3 危険物運搬車両におけるイエローカード等の携行

必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底（不携行率：31.8%）

（備考）「法」とは消防庁（昭和 23 年法律第 186 号）をいい、「政令」とは危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。